平成２９年（フ）第５１４８号
大阪市此花区四貫島２丁目18番13号　ひろっずたうん　５Ａ、前住所大阪市此花区梅香１丁目10番16号　コーポ高見301
債務者　永田　雅子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１９６号
大阪市西淀川区歌島１丁目16番６号　レオパレス歌島　104号室
債務者　小島百合子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２７６号
大阪市東住吉区住道矢田４丁目16番25号
債務者　玉置　　司
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１６号
静岡県焼津市中里411番地の１
債務者　和田　朋子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５３号
大分県中津市280番地１（北堀川町）
債務者　高須　恵子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成29年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月８日午後４時10分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５０１号
静岡市葵区秋山町13番14号、旧住所静岡市葵区松富１丁目６番46―303号
債務者　塩崎　眞潮
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５０５号
静岡県藤枝市兵太夫546番地の２　フレグランスマツウラ203号
債務者　佐竹　千尋
1　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５２９号
静岡県藤枝市高岡３丁目11番21号　コーポ石田302号
債務者　池田　雄作
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５３４号
静岡市清水区梅が岡１番５号
債務者　大橋　京子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５３６号
静岡市清水区小島町1394番地の24、旧住所静岡県富士宮市大岩1965番地　コーポさの203
債務者　松岡　友輝
1　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５５５号
静岡市駿河区東新田４丁目１番１―410号
債務者　金子　久美
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８号
愛媛県大洲市稲積441番地
債務者　長谷川博志
1　決定年月日時　平成29年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午前10時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第６４号
長崎県雲仙市小浜町北木指787番地、旧住所東京都目黒区駒場１丁目12番23号目黒館102
債務者　松尾　亘洋
1　決定年月日時　平成29年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午前10時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第５０２号
岡山市北区伊福町２丁目７番21号　辻村マンション106、旧住所岡山市北区伊福町２丁目10番９号
債務者　坂東えりか
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７号
岡山県新見市西方2156番地13ハイツコスモスＢ―２
債務者　仲田　裕子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月15日午後３時30分
岡山地方裁判所新見支部